株式会社三井住友フィナンシャルグループ (コード番号 8316)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第4期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

会社法(平成17年7月26日法律第86号)の施行等に伴い、次のとおり変更しようとするものであります。

- (1) 当社の機関に関し、第4条を新設しようとするものであります。
- (2) 当社の株式に係る株券の発行に関し、第7条を新設しようとするものであります。
- (3) 当社の株主名簿管理人等に関し、現行定款を変更し、第11条とするものであります。
- (4) 法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等のインターネットを利用した方法による開示及びみなし提供を可能とするため、現行定款を変更し、第23条を新設しようとするものであります。
- (5)会社法に定めるところに従い取締役会の決議を省略することができるよう、第31条第5項を新設しようとするものであります。
- (6) 当社と社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約の締結を可能とするため、 第 34 条及び第 40 条を新設しようとするものであります。なお、第 34 条の新設に関 する議案を本総会に提出することにつきましては、監査役の同意を得ております。
- (7) その他全般にわたり、用語及び表現等に所要の変更を行うとともに、関係条文を整備しようとするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現行定款 変 更

(新 設)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。

案

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

<u>第4条</u> 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載<u>し</u> て行う。

(発行株式総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、 16,766,933株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,933株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。

(新 設)

(新 設)

(自己株式の取得及び端株の買増し)

第5条の2 当会社は、<u>商法第211条/3第1項</u> 第2号の規定に<u>より</u>、取締役会の決議<u>をもって</u> 自己株式を買い受けることができる。

②端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。

(基準日)

第6条 当会社は、毎年3月31日における最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を行使しうる株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

②前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

(公告方法)

(機関)

第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載<u>す</u> る方法により行う。

(発行可能株式総数等)

<u>第6条</u> 当会社の<u>発行可能株式総数</u>は、 16,515,000株とする。

②当会社の発行可能種類株式総数は、普通株式 が15,000,000株、第一種優先株式が35,000株、 第二種優先株式が100,000株、第三種優先株式 が695,000株、第四種優先株式が135,000株、第 五種優先株式が250,000株、第六種優先株式が 300,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定 に<u>基づき</u>、取締役会の決議<u>によって、市場取引</u> 等により自己の株式を取得することができる。

(端株の買増し)

第9条 端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日における最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載または記録された議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる者と定める。②前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

変 更 案

(名義書換代理人)

- 第7条 当会社は、<u>株式及び端株につき名義書換</u> 代理人を置く。
 - ②<u>名義書換代理人及びその</u>事務取扱場所は、取締役会の決議<u>をもって選定し</u>、これを公告する。
 - ③当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り及び買増しその他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(新 設)

(株式取扱規程)

第8条 当会社の発行する株券の種類並びに株式 <u>の名義書換、</u>端株原簿の記載または記録、端株 の買取り及び買増しその他株式及び端株に関す る取扱い及びその手数料については、取締役会 で定める株式取扱規程による。

(優先配当金)

第9条 当会社は、第36条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録質権者(以下優先登録質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録質権者(以下普通登録質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の利益配当金(以下優先配当金という)を支払う。ただし、当該営業年度において第10条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

第一種優先株式 1株につき10,500円

第二種優先株式 1株につき28,500円

第三種優先株式 1株につき13,700円

第四種優先株式 1株につき200,000円を

上限として発行に際し

て取締役会の決議をも

って定める額

第五種優先株式 1株につき200,000円を

上限として発行に際し

て取締役会の決議をも

って定める額

第六種優先株式 1株につき300,000円を

上限として発行に際し

て取締役会の決議をも

<u>って</u>定める額

(株主名簿管理人等)

- 第11条 当会社は、<u>株主名簿管理人及び端株原簿</u> 名義書換代理人を置く。
 - ②株主名簿管理人及び端株原簿名義書換代理人並びにそれらの事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券 喪失登録簿の作成及び備置きその他株主名簿、 新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事 務は、株主名簿管理人に委託し、当会社におい てはこれを取り扱わない。

④当会社の端株原簿の作成及び備置き、端株の 買取り及び買増しその他端株に関する事務は、 端株原簿名義書換代理人に取り扱わせ、当会社 においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の発行する株券の種類並びに<u>株主名簿及び</u>端株原簿の記載または記録、端株の買取り及び買増しその他株式及び端株に関する取扱い及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(優先配当金)

第13条 当会社は、第42条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下優先株主という)または優先株式の登録株式質権者(以下優先登録株式質権者という)に対し、普通株式を有する株主(以下普通株主という)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

第一種優先株式 1株につき10,500円

第二種優先株式 1株につき28,500円

第三種優先株式 1株につき13,700円

第四種優先株式 1株につき200,000円を

上限として発行に際し

て取締役会の決議によ

って定める額

第五種優先株式 1株につき200,000円を

上限として発行に際し

て取締役会の決議によ

って定める額

第六種優先株式 1株につき300,000円を

上限として発行に際し

て取締役会の決議によ

って定める額

現行定款

②ある<u>営業</u>年度において、優先株主または<u>優先</u> 登録質権者に対して<u>支払う利益配当金</u>の額が優 先配当金の額に満たないときは、その不足額 は、翌営業年度以降に累積しない。

③優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対しては、 優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(優先中間配当金)

第10条 当会社は、第37条に定める中間配当を行うときは、優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、それぞれ次に定める額の中間配当金(本定款において優先中間配当金という)を支払う。

第一種優先株式 1株につき 5,250円 第二種優先株式 1株につき14,250円 第三種優先株式 1株につき 6,850円 第四種優先株式 1株につき優先配当金

> の額の2分の1を上限 として発行に際して取 締役会の決議<u>をもって</u>

定める額

第五種優先株式 1株につき優先配当金

の額の2分の1を上限 として発行に際して取 締役会の決議<u>をもって</u>

定める額

第六種優先株式 1株につき優先配当金

の額の2分の1を上限 として発行に際して取 締役会の決議<u>をもって</u> 定める額

(残余財産の分配)

第11条 当会社は、残余財産を分配するときは、 優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対し、普通株 主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、それぞれ次 に定める額を支払う。

> 第一種優先株式 1株につき3,000,000円 第二種優先株式 1株につき3,000,000円 第三種優先株式 1株につき3,000,000円 第四種優先株式 1株につき3,000,000円 第五種優先株式 1株につき3,000,000円 第六種優先株式 1株につき3,000,000円

②優先株主または<u>優先登録質権者</u>に対しては、 前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(消却)

第12条 当会社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該 買入価額により消却することができる。

②前項の消却は、いずれか一または複数の種類 の優先株式につき行うことができる。

変 更 案

②ある事業年度において、優先株主または<u>優先</u>登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対して は、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(優先中間配当金)

第14条 当会社は、第43条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の中間配当金(本定款において優先中間配当金という)を支払う。

第一種優先株式 1 株につき 5,250円 第二種優先株式 1 株につき14,250円 第三種優先株式 1 株につき 6,850円 第四種優先株式 1 株につき優先配当金 の額の2分の1を上限 として発行に際して取 締役会の決議<u>によって</u>

第五種優先株式 1株につき優先配当金 の額の2分の1を上限 として発行に際して取 締役会の決議によって

定める額

定める額

第六種優先株式 1株につき優先配当金

の額の2分の1を上限 として発行に際して取 締役会の決議<u>によって</u> 定める額

(残余財産の分配)

第15条 当会社は、残余財産を分配するときは、 優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対し、普 通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、そ れぞれ次に定める額を支払う。

> 第一種優先株式 1株につき3,000,000円 第二種優先株式 1株につき3,000,000円 第三種優先株式 1株につき1,000,000円 第四種優先株式 1株につき3,000,000円 第五種優先株式 1株につき3,000,000円 第六種優先株式 1株につき3,000,000円

②優先株主または<u>優先登録株式質権者</u>に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(削 除)

(削 除)

③当会社は、第五種優先株式及び第六種優先株式について、発行に際して取締役会の決議をもって定める時期及び市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額にて、その一部または全部を償還することができる。一部を償還するときは、抽選その他の方法によりこれを行う。

(議決権)

第13条 優先株主は、株主総会において議決権を 有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議 案が定時株主総会に提出されなかったときは当 該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の 議案が定時株主総会において否決されたときは 当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を 受ける旨の決議がある時までは議決権を有する ものとする。

(株式の併合または分割、新株引受権等)

②当会社は、優先株主に対し、<u>新株の引受権ま</u>たは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(新 設)

(普通株式への転換)

第15条 第一種優先株主、第二種優先株主及び第三種優先株主は、<u>当該優先株式の普通株式への転換</u>を請求することができる。<u>転換</u>を請求することができる期間(以下<u>転換</u>請求期間という)及び<u>転換</u>の条件は、<u>完全子会社となる会社</u>における商法第365条の規定に<u>よる</u>株主総会の決議をもって定める。

②第四種優先株主及び第五種優先株主は、<u>当該</u> 優先株式の普通株式への転換を請求することができる。<u>転換</u>請求期間及び<u>転換</u>の条件は、<u>発行</u> に際して取締役会の決議をもって定める。

(取得条項)

第16条 当会社は、第五種優先株式及び第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(議決権)

第17条 優先株主は、株主総会において議決権を 有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議 案が定時株主総会に提出されなかったときは当 該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の 議案が定時株主総会において否決されたときは 当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を 受ける旨の決議がある時までは議決権を有する ものとする。

(株式の併合または分割、<u>募集株式の割当てを受</u>ける権利等)

②当会社は、優先株主に対し、<u>募集株式または</u> <u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えな い。

③当会社は、優先株主に対し、株式または新株 予約権の無償割当ては行わない。

(取得請求)

第19条 第一種優先株主、第二種優先株主及び第 三種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当 該優先株式の取得を請求することができる。取 得を請求することができる期間(以下取得請求 期間という)及び取得の条件は、株式会社三井 住友銀行における旧商法第365条の規定に基づ く株主総会の決議による。

②第四種優先株主及び第五種優先株主は、<u>普通</u>株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得請求期間及び取得の条件は、<u>当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において</u>取締役会の決議<u>によって定める。</u>

(一斉転換)

第16条 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下一斉転換日という)をもって、それぞれ次に定める額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が第一種優先株式及び第二種優先株式については500,000円、第三種優先株式については258,330円を下回るとさは、それぞれ次に定める額をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

第一種優先株式 1株につき3,000,000円 第二種優先株式 1株につき3,000,000円 第三種優先株式 1株につき1,000,000円

②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第四種優先株式及び第五種優先株式は、一斉転換日をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円以上で発行に際して取締役会の決議をもって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

③前二項の普通株式数の算出に当って<u>1株の100分の1</u>に満たない端数が生じたときは、<u>商</u>法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(優先順位)

第17条 当会社の発行する優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(端株)

第18条 第13条を除く本章の規定は、優先株式の 端株にこれを準用する。

(招集)

第19条 定時株主総会は、毎<u>営業</u>年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。

(一斉取得)

第20条 当会社は、取得請求期間中に取得の請求 がなされなかった第一種優先株式、第二種優先 株式及び第三種優先株式については、同期間の 末日の翌日(以下一斉取得日という)をもっ て、それぞれ次に定める額を一斉取得日に先立 つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引 所における当会社の普通株式の普通取引の毎日 の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のな い日数を除く)で除して得られる数の普通株式 の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10 円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入す る。ただし、当該平均値が第一種優先株式及び 第二種優先株式については500,000円、第三種 優先株式については258,330円を下回るとき は、それぞれ次に定める額をその金額で除して 得られる数の普通株式の交付と引換えに取得す る。

第一種優先株式 1株につき3,000,000円 第二種優先株式 1株につき3,000,000円 第三種優先株式 1株につき1,000,000円 ②当会社は、取得請求期間中に取得の請求がな されなかった第四種優先株式及び第五種優先株 式については、一斉取得日をもって、当該優先 株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所 における当会社の普通株式の普通取引の毎日の 終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない 日数を除く)で除して得られる数の普通株式の 交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円 の位まで算出し、その10円の位を四捨五入す る。ただし、当該平均値が500,000円以上で発 行に際して取締役会の決議によって定める額を 下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額 をその金額で除して得られる数の普通株式の交 付と引換えに取得する。

③前二項の普通株式数の算出に当って<u>1株</u>に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条の</u>規定によりこれを取り扱う。

(優先順位)

第21条 当会社の発行する優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(削 除)

(招集)

第22条 定時株主総会は、毎<u>事業</u>年度終了後3ヶ 月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある ごとに随時招集する。

現 行 定 款

②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるとき は、あらかじめ取締役会が定めた順序により他 の取締役がこれに当る。

(新 設)

(議長)

第20条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会 が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の要件)

第21条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、<u>出席</u>株主の議決 権の過半数をもって行う。

②商法第343条の規定による特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使しうる株主に限る。

②株主または代理人は、当会社に委任状を提出しなければならない。

(種類株主総会)

第23条 第19条第2項、第20条及び第22条の規定 は、種類株主総会にこれを準用する。

(員数)

第24条 当会社に、取締役3名以上を置く。

(選任決議)

第25条 取締役の選任決議は、株主総会において 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②前項の選任決議は、累積投票によらない。

変 更 案

②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるとき は、あらかじめ取締役会が定めた順序により他 の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)

第23条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計 算書類に記載または表示すべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすことができ る。

(議長)

第24条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(決議の要件)

第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権</u> <u>を行使することができる</u>株主の議決権の過半数 をもって行う。

②会社法第309条第2項の規定による決議は、 議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第26条 株主は、代理人<u>1名</u>をもってその議決権 を行使することができる。ただし、代理人は当 会社の当該株主総会において議決権を行使<u>する</u> ことができる株主に限る。

②株主または代理人は、当会社に委任状を提出しなければならない。

(種類株主総会)

 第27条
 第22条第2項、第23条、第24条及び第26

 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(員数

第28条 当会社に、取締役3名以上を置く。

(選任決議)

第29条 取締役の選任決議は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。

②前項の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第26条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の</u> <u>決算期</u>に関する<u>定時株主総会終結</u>の時までとす る。

(取締役会)

第27条 当会社の取締役全員をもって、取締役会を組織する。

②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査 役に対して、会日の3日前までに発するものと する。ただし、緊急の必要があるときは、これ を短縮することができる。

④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その<u>出</u>席取締役の過半数をもって行う。

(新 設)

(代表取締役、役付取締役)

第28条 取締役会<u>の決議をもって、当会社を代表</u> する取締役若干名を定める。

②取締役会<u>の決議をもって</u>、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の職掌)

第29条 取締役会長は、取締役会を統理する。

- ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。
- ③取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。
- ④取締役副社長、専務取締役及び常務取締役 は、取締役社長を補佐し、当会社の常務を執行 する。

(任期)

第30条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時株</u> 主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

第31条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査 役に対して、会日の3日前までに発するものと する。ただし、緊急の必要があるときは、これ を短縮することができる。

④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について 提案をした場合において、当該事項について議 決に加わることができる取締役の全員が書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をし、監 査役が異議を述べないときは、当該提案を可決 する旨の取締役会の決議があったものとみな す。

(代表取締役、役付取締役)

第32条 取締役会<u>は、その決議によって、代表取</u> 締役若干名を選定する。

②取締役会<u>は、その決議によって</u>、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の職掌)

第33条 取締役会長は、取締役会を統理する。

- ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。
- ③取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。
- ④取締役副社長、専務取締役及び常務取締役 は、取締役社長を補佐し、当会社の常務を執行 する。

(社外取締役との責任限定契約)

(新 設)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定 社外取締役との間に、同法第423条第 により. 1項の賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定め た金額または法令に定める額のいずれか高い額 とする。

(員数)

第30条 当会社に、監査役3名以上を置く。

(選任決議)

第31条 監査役の選任決議は、株主総会において 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の 決算期に関する定時株主総会終結の時までとす る。

(監査役会)

- 第33条 当会社の監査役全員をもって、監査役会 を組織する。
 - ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して、 会日の3日前までに発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、これを短縮する ことができる。
 - ③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常任監査役)

第34条 監査役は、互選により常任監査役を定め る。常任監査役は常勤とする。

(新 設)

(常任監査役) 第39条 監査役会は、その決議によって、常任監 査役を選定する。常任監査役は常勤とする。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外監査役との間に、同法第423条第 1項の賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定め た金額または法令に定める額のいずれか高い額

(営業年度及び決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算 期とする。

(利益配当)

第36条 利益配当金は、決算期における最終の株 主名簿に記載または記録された株主または登録 質権者及び端株原簿に記載または記録された端 株主に支払うものとする。

第36条 監査役の選任決議は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。

第35条 当会社に、監査役3名以上を置く。

(任期)

(選任決議)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。

(監査役会)

- 第38条 監査役会は、すべての監査役で組織す
 - ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して、 会日の3日前までに発するものとする。ただ し、緊急の必要があるときは、これを短縮する ことができる。
 - ③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

とする。

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から 翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議により事業年 度末日における最終の株主名簿に記載または記 録された株主または登録株式質権者及び端株原 簿に記載または記録された端株主に対し、金銭 による剰余金の配当を行うものとする。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(本定款に</u>おいて中間配当という)を行うことができる。

(優先株式の転換と配当)

第38条 第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式及び第五種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(利益配当金等の除斥期間)

第39条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の 日から5年を経過してもなお受領されないとき は、当会社はその支払義務を免れる。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(削 除)

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。